令和7年 棄物規制課の取組について

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長 尚之 松田



新年明けましておめでとうございます。日頃か ら産業廃棄物行政の推進に御理解、御協力を賜り、 厚く御礼申し上げます。令和7年の新春を迎える にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、全国各地域で長年にわたって産業廃棄 物処理という社会インフラ、ひいては地域社会を 支えておられる関係事業者の皆様に深く御礼申し 上げます。エッセンシャルワーカーとして、廃棄 物の適正処理の役割をしっかりと担っていただい ていることに、心より感謝いたします。

近年、我が国における 2050 年カーボンニュー トラルの達成や循環経済の実現に向けて、資源循 環・廃棄物処理業の取組に対する、資源循環及び 脱炭素化の実現に向けた期待は益々大きくなって きています。環境省としても、昨年5月に策定し た第五次循環型社会形成推進基本計画において、 循環経済を「国家戦略」として位置付けました。 7月には循環経済に関する閣僚会議が開催され、 循環経済の実現を国家戦略として取り組むべき政 策課題として、各府省庁における取組を具体化し た政策パッケージをとりまとめられました。今後、 様々な施策を関係省庁と連携しながら取り組んで まいります。

廃棄物規制課としても、産業廃棄物処理業界に おける資源循環に関する取組を力強く後押しして まいります。昨年5月には、新たに「資源循環の 促進のための再資源化事業等の高度化に関する法 律しという法律が成立しました。同法は、適正処 理を大前提とした上で、脱炭素化と再生資源の質 と量の確保等の資源循環の取組を一体的に推進す るため、先進的な内容だと認められる再資源化事 業等の高度化の取組を国が一括して認定する制度

を設けています。この制度等により製造事業者等 と廃棄物処分業者による動静脈連携が進むのでは ないかと期待しております。

同法は、令和7年11月までの完全施行を目指 しており、昨年11月には国による認定の基準に ついて、より技術的・専門的な内容を検討するワー キンググループを設置しました。計画の認定の要 件等について、事業者や専門家の皆様の御意見も 踏まえながら、引き続き施行に向けた検討を進め てまいります。

また、近年金属スクラップ等の不適正な保管や 処理により、騒音や悪臭、土壌汚染などを引き起 こす不適正ヤードの問題が顕在化しています。生 活環境保全上の支障のみならず、不適正業者を通 じて金属資源等が海外に流出しているとの指摘も ありますので、実態調査と併せ、廃棄物処理法に 基づく有害使用済機器保管等届出制度の見直し等、 必要に応じた制度的措置の検討を進めてまいりま す。

その他、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境 を守るために、PCB廃棄物の期限内処理に向け た取り組みや、不法投棄等の撲滅・安全安心な地 域社会の維持に向けた取り組みを加速してまいり ます。さらには、激甚化する気候災害に伴い大量 発生する災害廃棄物の処理体制の確保や改正バー ゼル条約付属書への対応など、資源循環を取り巻 く課題は多く存在しております。こうした諸課題 に引き続き全力で対処してまいりますので、皆様 の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。 末尾ながら、産業廃棄物処理業界の一層の発展を 祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただ きます。